

平成24年12月  
堺市契約課

## 平成25年度の配水管工事の格付調整の実施について

先にお知らせしました「配水管工事の取扱いの見直しについて」において、ご案内していましたが、平成25年度の配水管工事の格付については、取扱いの見直しによる影響を考慮し、格付調整を実施します。

つきましては、既に経営事項審査において配水管工事の完成工事高を土木一式工事に振り替えた方で、格付調整を希望される場合は、下記のとおり申し出てください。

### 記

#### 1 申出期間

平成25年1月10日(木)から平成25年1月31日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで

#### 2 申出方法

次の書類を堺市役所本館8階契約課窓口へ提出 郵送不可

#### 【提出書類】

(1) 配水管工事の格付調整申出書(本市様式)

(2) 直近の経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の表紙(許可権者の確認印があるもの)の写し

確認日が平成23年10月13日以降のものに限る。

(3) 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(4) 上記(3)の前年度の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

#### 3 備考

上記書類を審査した上で、格付を調整できない場合もありますのでご了承ください。

平成 2 5 年 月 日

堺 市 長 様

登 録 番 号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

実印

配水管工事の格付調整申出書

私は、直近の経営事項審査において配水管工事の完成工事高を土木一式工事に振り替えた結果、管工事又は水道施設工事の総合評定値（P）の点数（以下「P点」という。）に影響が生じたので、下記のとおり、配水管工事の格付調整を申し出ます。

記

- 1 平成 2 4 年度の配水管工事の格付（ A ・ B ）どちらかに をして下さい。

平成 2 5 年度に希望する配水管工事の格付（ A ・ B ）どちらかに をして下さい。

- 2 直近の経営事項審査（審査基準日 平成 年 月 日）

土木一式工事 P点\_\_\_\_\_点

管工事 P点\_\_\_\_\_点

水道施設工事 P点\_\_\_\_\_点

点数がない場合は空白で結構です。

- 3 上記 2 の前年度の経営事項審査（審査基準日 平成 年 月 日）

土木一式工事 P点\_\_\_\_\_点

管工事 P点\_\_\_\_\_点

水道施設工事 P点\_\_\_\_\_点

点数がない場合は空白で結構です。